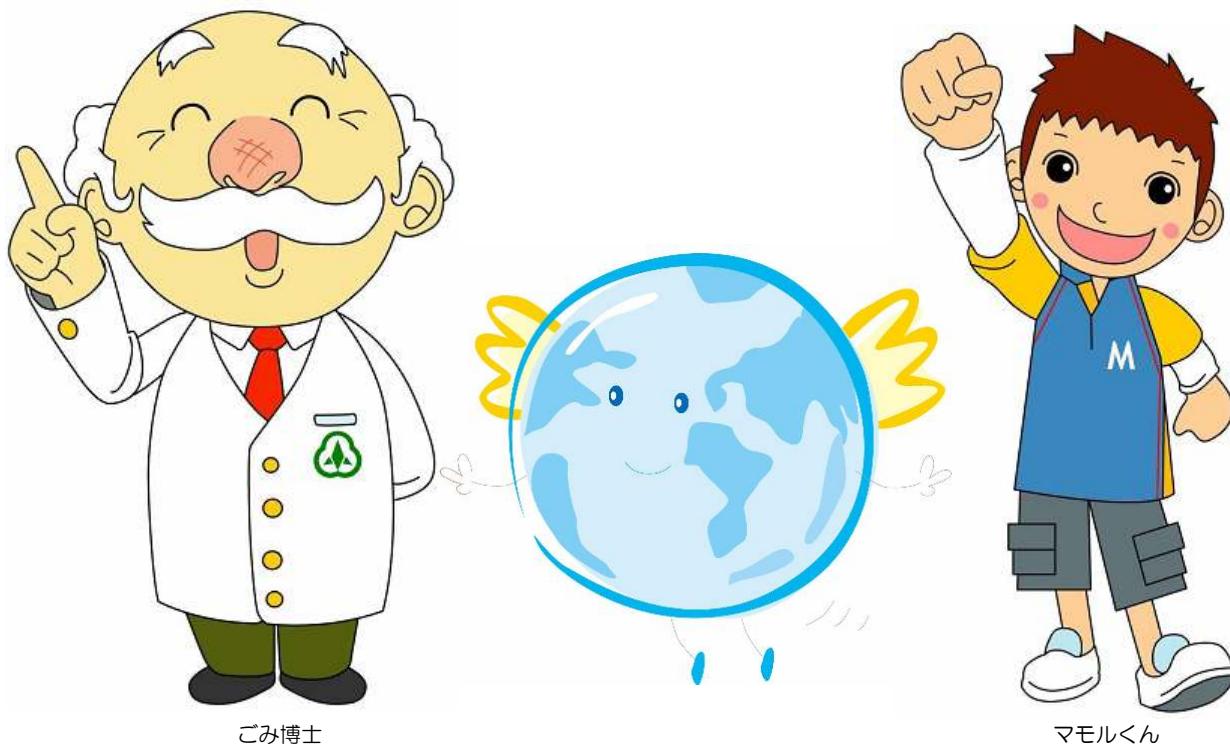


【案】

こまつ環境プラン集中行動計画

～「環境と景観のまち」こまつをめざして『エコ・ステップ大作戦』～

(平成 22~24 年度 集中行動計画)



平成 22 年 4 月策定（予定）

小 松 市

目次

1 趣旨	P. 1
2 エコ・ステップ大作戦	P. 1
3 目標値	P. 2
(1) 水辺環境の保全	P. 2
1) 水辺環境の現況	
2) 目標の設定	
3) 事業施策の方針	
4) 主な施策	
5) 家庭での取り組み	
(2) 循環型の社会づくり	P. 5
1) 目標設定の背景	
2) 事業施策の方針	
3) 主な施策	
4) 家庭での取り組み	
(3) 2020年（平成32年）までの温室効果ガス25%削減を見据えたCO ₂ の削減	P. 9
1) 二酸化炭素排出量の現況	
2) 目標の設定	
3) 事業施策の方針	
4) 主な施策	
5) 家庭での取り組み	

1 趣旨

こまつ環境プランは、小松市環境基本条例で制定を義務づけられているもので、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保するとともに、将来世代に継承するための市民・事業者・行政の活動の指針として、平成16年3月に策定された。

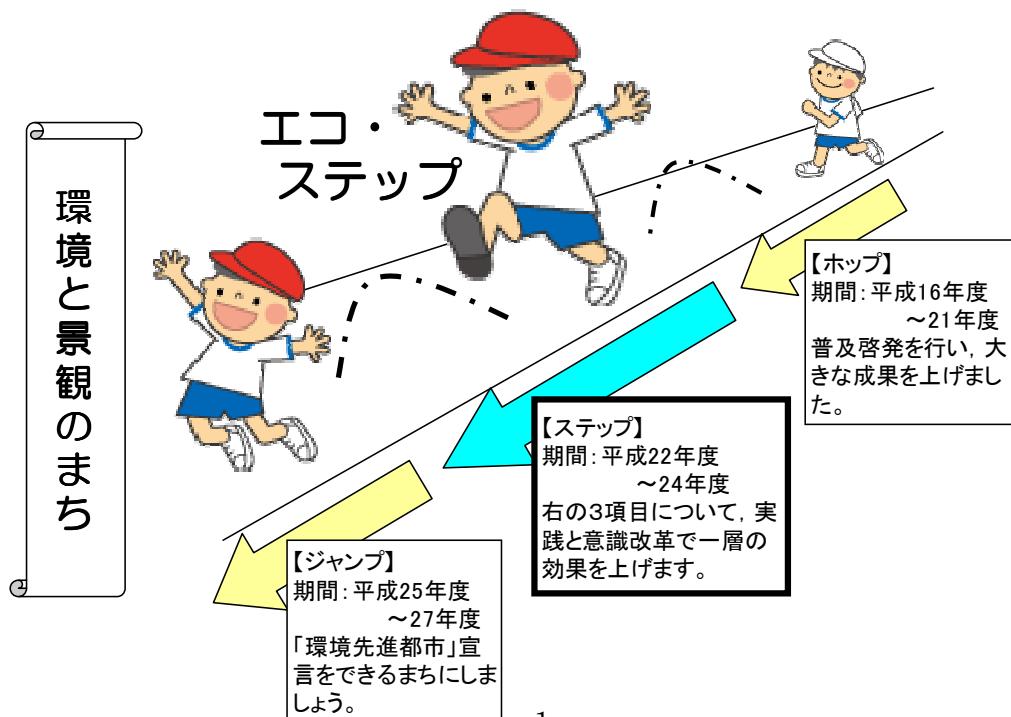
この環境プランは、循環型社会の構築や自然環境の保全など生活に直結した身近な環境問題から、地球温暖化など地球規模の環境問題まで、多岐にわたる課題が示されている。計画期間は平成16年度～平成27年度とし、社会情勢や科学技術の進歩等による環境問題の変化への対応として、P D C Aサイクルによる計画の進行管理が定められている。また、これら諸課題への取り組みをリードするための組織として、市民・事業者・行政から構成されるこまつ環境パートナーシップが設立され、その実行部隊として平成22年1月現在9つのプロジェクトが活動を展開している。

現在、本市や世界を取り巻く情勢はめまぐるしく変化しており、地球温暖化問題などは国内のみならず地球規模での早急な対策が求められている。また、市民のライフスタイルも変化し、さらに省エネルギー・クリーンエネルギー等の技術開発も日々進歩している。

このような状況を考慮し、“こまつ環境プラン”に示されている様々な取り組みを推進していくとともに、特に重点的に取り組むべき課題を抽出し、**市民のみなさんの生活環境を高める目標値（平成24年度まで）**を定め、集中的に取り組むため集中行動計画の策定を行う。

2 エコ・ステップ大作戦

これまで実施してきた“こまつ環境プラン”的取り組み（ホップ）に加え、現在の社会情勢に対応した対策を実施することで更に前進する（ステップ）。そして、本計画の目標年度以後も、“こまつ環境プラン”で示されている諸課題に取り組み、環境と景観が今よりもすばらしい小松市をみなさんと一緒に創っていく（ジャンプ）。



ここに、小松市民が一丸となり、地球環境を守るための“こまつ環境プラン”に基づく次の一歩として『エコ・ステップ大作戦』を展開し、小松市から始める地球環境問題解決に向けての行動指針として、本行動計画を示す。

今回、集中的に取り組むべき課題について、数値目標を示すことで目標を明確にする。また、課題に対して集中的に取り組むため、目標年度を平成 24 年度とする。さらに、平成 27 年度末までには、本計画で取り組む課題に加え“こまつ環境プラン”において示された他の諸課題についても広く改善に向けて取り組み、『青い空　きれいな水　豊かな大地』のもとに「環境先進都市」宣言ができるまちを目指す。

地球規模の環境問題の解決は、まず、市民一人ひとりが身の周りにある諸課題について考え、取り組んでいくことから始まる。そこで、本計画では市民一人ひとりが頑張ればできること、身の周りからできることを課題とし、市民総がかりで取り組むことをねらいとする。そのため、集中的に取り組むべき課題として、家庭部門に焦点を絞り、施策を展開していくこととする。

“こまつ環境プラン”に示されている諸課題の中から、市民生活の中での一人ひとりの取り組みが大きく改善につながり、かつ早急な取り組みが求められているものとして以下の 3 課題を抽出し、各々に数値目標を設定する。

- (1) 水辺環境の保全
- (2) 循環型の社会づくり
- (3) 2020 年（平成 32 年）までの温室効果ガス 25% 削減を見据えた CO₂ の削減

3 目標値

(1) 水辺環境の保全

平成 24 年度目標値

①市民が親しめる水辺を目指す。

(木場潟への年間来場者数 平成 20 年度 : 426,538 人 → 平成 24 年度 : 640,000 人)

②木場潟の水質改善に取り組む。

(化学的酸素要求量【C O D】値 平成 20 年度 : 8.6 mg/l → 平成 24 年度 : 6.5mg/l)

1) 水辺環境の現況

木場潟は過去において COD 値 : 12.0mg/l (※環境基準値 : 3.0mg/l) を記録し、全国の中でも水質汚濁が特に進行していることが明らかとなった。木場潟の水質汚濁負荷の大半は生活排水によって占められていることから、木場潟生活排水対策推進計画(平成 6 年 3 月策定)などにより水質改善に向けて取り組んでいる。

こまつ環境プランでは、木場潟を水郷の里のシンボルとして掲げ、多様な動植物と市民が触れあえる場として整備・再生することを目標としている。

こまつ環境パートナーシップの 9 つのプロジェクトの中の一つ、木場潟再生プロジェクトでは、多くの市民の参加を得て木場潟の水質改善や生態系保全、水質・動植物調査などの活

動を展開している。

本市と石川県では、市民や環境団体の協力を得ながら水質や生態系など水辺環境調査を継続実施している。平成 20 年度の調査結果では、COD 値 : 8.6mg/l であり、平成 2 年度と比べ水質状況は改善しているものの、環境基準は達成していない。

2) 目標の設定

木場潟の水質目標の設定にあたり、国が定めた環境基準である COD 値 : 3.0 mg/l が目標値となる。しかしながら、閉鎖性水域における水質の改善は短期間では困難なことを考慮し、本計画では平成 24 年度末までに COD 値 : 6.5 mg/l を目指す。また、木場潟をより市民に愛される水辺環境としていくために、年間来場者数 640,000 人を目指す（図 1）。

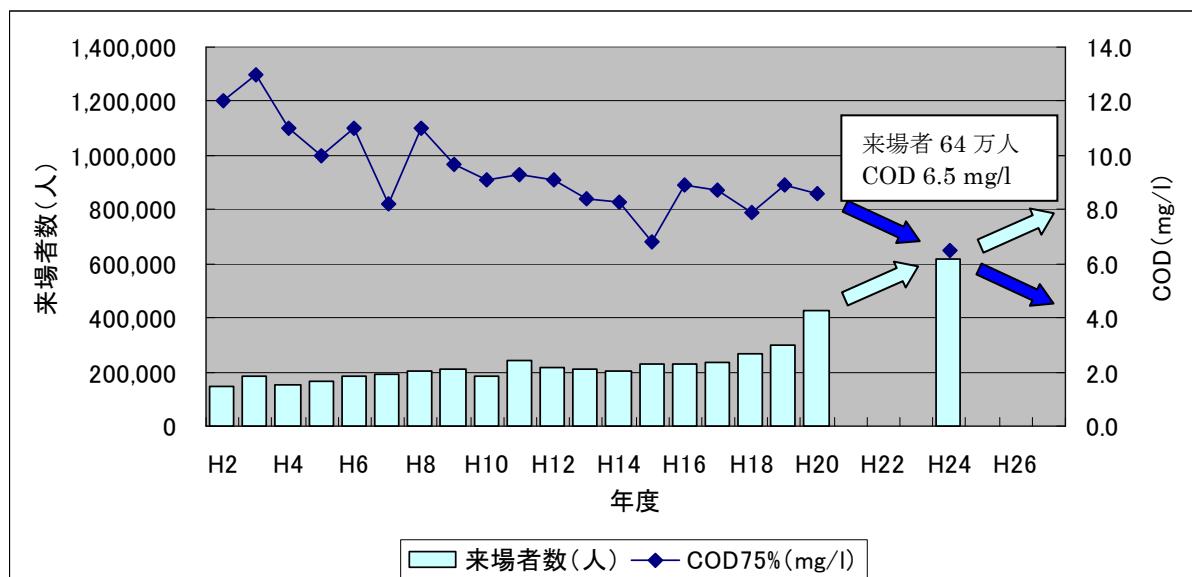


図 1. 木場潟公園における来場者数及び COD 値の推移

3) 事業施策の方針

公共下水道、農業集落排水等の計画的な整備・接続率の向上を図り、下水道整備計画区域外においては、し尿浄化槽及び汲み取り便所から合併処理浄化槽への転換を促進し、水質汚濁負荷の削減を図る。また、水辺環境の美化活動を市民に P R し、ボランティア参加者数の増加を図る。

一方、水辺環境の保全を体感・学習できる場の創出やイベントの開催により、親しみやすい水辺空間の創造を図る。

4) 主な施策

① 水質改善

＜水質検査のチェック体制の充実＞

- ・木場潟への流入河川、木場潟からの流出河川の水質検査を実施し、水質状況を監視する。

調査結果は、市民へ分かりやすく報告する。

<木場潟の水質改善>

- ・市民とともに浄化作用のある水生植物の再生などにより水質改善を図る。

<多自然型水辺づくりの推進>

- ・水や生き物と触れあえる空間づくりに務め、自然体験に根ざした環境意識の向上を図る。

② 木場潟周辺の環境整備

<下水道などの普及促進>

- ・下水道整備の推進、接続率向上の促進を図るとともに、公共下水道、農業集落排水の整備計画区域外における合併処理浄化槽の設置及び適正管理のPRと普及に努める。

<小松市浄化槽設置整備事業補助金交付制度>

- ・対象地域内で、し尿浄化槽及び汲み取り便所から合併処理浄化槽に切り替える際に補助金が交付される制度により、切り替えの促進を図る。

③ 市民への啓発活動

<生活排水対策の推進>

- ・公共施設などにおいて浅型水切り皿（ストレーナー）や三角コーナーなどを使用し、市民への啓発を行う。

<生活排水対策と水環境学習会の開催>

- ・河川や潟の水質改善意識の向上を目指して、こまつ環境パートナーシップによる環境出前講座を開催する。

5) 家庭での取り組み

① 家庭の排水

- ・公共下水道への接続を行う。整備区域外においては、合併処理浄化槽への切り替えを行う。
- ・浅皿のストレーナーや三角コーナー、不燃布ネット（水きりネット）を使用する。

② 地域でのボランティア推進

- ・河川や水路の清掃、美化活動に努める。
- ・水環境のイベントや学習会、ボランティア活動に参加する。

③ 環境学習

- ・木場潟を訪れ、自然環境の大切さを考える。

(2) 循環型の社会づくり

平成 24 年度目標値

- ① 可燃ごみの排出量を平成 20 年度と比べて平成 24 年度までに 30% 削減する。
- ② 全世帯の 30% にコンポスト等を設置し、家庭ごみの自己処理を推進する。
- ③ リサイクル率を 24% にまで上げる。(平成 20 年度 16%)

1) 目標設定の背景

本市では廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例に基づいて一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を定めており、現在、基本計画改定を進めている。また、地域における循環型社会の形成に向けた推進計画や一般廃棄物の多くの部分を占める容器包装廃棄物の 3R を推進するための分別収集計画を策定し、ごみの減量化と資源化の推進に取り組んでいる。「集中行動計画」の循環型社会づくりに関する目標は、基本計画に沿った内容で設定するものである。

平成 20 年度の一般廃棄物排出量は 40,928 トンで、このうち焼却されるごみ（可燃ごみ）は約 8 割に当たる 32,317 トンに上っている。ごみの焼却には多額な費用がかかり、また大量の二酸化炭素が排出されることから、「集中行動計画」では処理費用及び環境負荷の低減を目的に可燃ごみの 30% 削減を目標にしている。

（平成 20 年度実績値 32,317 t → 平成 24 年度目標値 22,765 t）

これと併せて、ごみ減量化に向けてのシミュレーションを作成し、ごみ減量化の一番のポイントとして、家庭ごみの自己処理を掲げている。

ごみの減量・資源化は生活に密着したところから啓発・取り組みを進めることが大切であることから、こまつ環境パートナーシップ、廃棄物減量等推進員及び町内会・婦人会等の協力により、生ごみリサイクル、ごみ出しマナー、エコクッキングやマイバッグなどをテーマとした出前講座や研修会を積極的に行う。

一方、小松市のリサイクル率であるが、ここ 5 年間は 16~17% を推移し横ばい状態となっている。市民に広くリサイクルへの意識高揚を進めていくために目標値を掲げ、家庭での取り組みの輪を広げていく。

2) 事業施策の方針

最終的な目標は、平成 32 年度までに可燃ごみを 50% 削減しようと考えているが、まず第 1 段階として「トリプル 30」をキャッチフレーズに、3 者（市民・事業者・行政）により、3 年間（平成 22~24 年度）で、3 つの区分（集積所から収集する可燃ごみ、美化センターに搬入される可燃ごみ、事業所からのごみ）で 30% 以上減量（平成 20 年度比）することを目標とする。これに続く第 2 段階として、平成 32 年度までに可燃ごみの 50% 削減を目標とする。トリプル 30 の取り組みにおいて実効が期待できないと判断される場合には、可燃ごみの有償化の導入を検討し、ごみ減量を推進する。

可燃ごみ減量化の方針と併せて、リサイクル率向上の施策を行うものとする。

小松市のごみ分別の種類を増やす一方で、市民への古紙、容器包装プラスチックのリサイ

クル分別活動を推進していく。

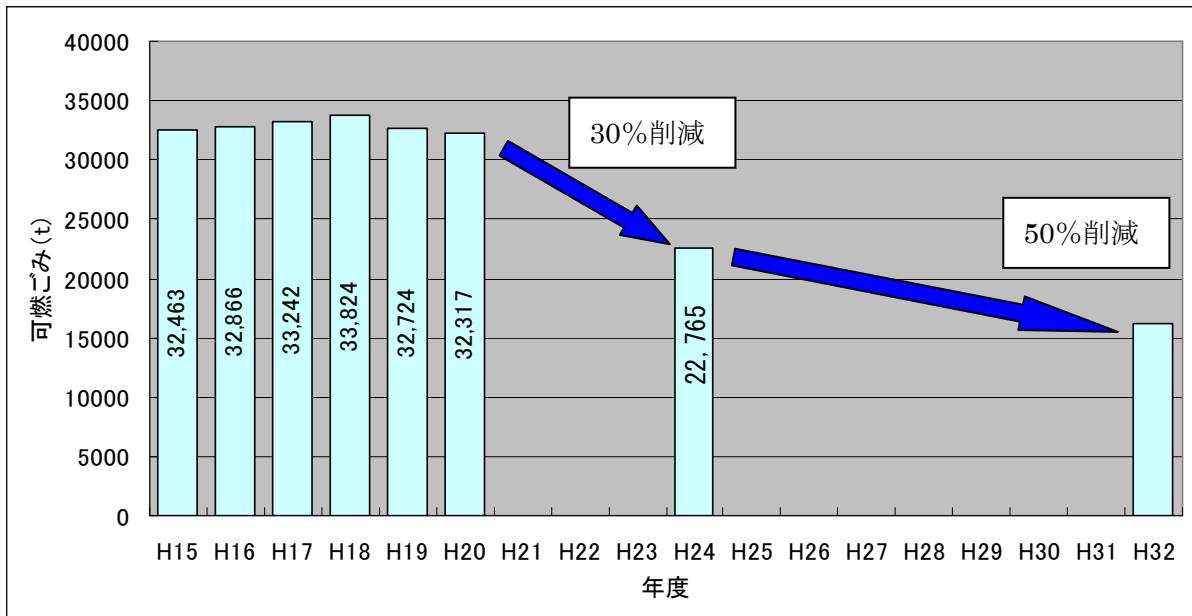


図2. 可燃ごみ減量のイメージ

3) 主な施策

① 市民への啓発活動

<スリーバック（3B）事業の推進（「紙にバック、肩にバッグ、土にバック」）>

- ・紙のリサイクル率の向上、マイバッグ運動の推進、生ごみの堆肥化の推進

<ごみダイエット in こまつ（仮称）>

- ・家庭部門・事業所部門・学校部門でごみの減量を競うことで、ごみ減量及び減量化のアイディアを発見することを目的とする。

<モデル町内会での堆肥化の推進>

- ・コンポスト推進モデル町内会を認定しごみの減量に取り組んでいただき、広く市民への啓発を図っていく。

<マルシェ運動（仮称）>

- ・容器包装の簡素化をスーパーに呼びかけていく。海外の市場のように、市民は無包装で必要なものを必要なだけ購入することでリデュースの推進を図る。

<わがまち美化ピカ隊制度の啓発活動>

- ・小松市が管理する道路、公園緑地などの清掃活動に市民が参加し、小松のまちを一緒に美しくする取り組み。地域の連帯感の向上、地域への愛着の強化も期待される。
- ・「わがまち美化ピカ隊」登録団体100団体を目指す。

<地域リーダーの育成>

- ・地域での環境活動に取り組む小松市廃棄物減量等推進員を育成し、不法投棄パトロールや地域でのごみ問題への取り組みを支援する。

② 家庭ごみについて

<ごみ分別の変更>

- ・リサイクルセンターでの処理効率の向上、各週のごみ量の均等化及び焼却時のカロリーの均等化等を考慮しながら、これまで以上にごみ分別を細分化する。(10 分別 19 種類→11 分別 20 種類)

<大型ごみの戸別収集・有償化>

- ・大型ごみの戸別収集(有償化)を行い、リユース(再利用)を推進することにより廃棄物の削減を図る。

<大型ごみ以外のごみ有償化検討>

- ・一般廃棄物会計基準(環境省)を作成することにより小松市のごみ処理経費を把握し、市民にごみ減量化のインセンティブを与えることができる方法を探る。

<持ち去りごみの対応>

- ・家庭から排出されるごみを適正に処理することで、行政の秩序及び市民の安全・安心を守る。

<生ごみ処理機・コンポスト等の設置補助>

- ・家庭から出る生ごみの減量化を図るために、コンポスト等堆肥化容器及び生ごみ処理機の設置に対して補助金を交付する。

<廃食油の回収・利用>

- ・廃食油を回収し、石けん・ぼかし・廃食油燃料を製造する。廃食油燃料は環境美化センターのパッカー車等で使用する。

③ 事業系ごみについて

<環境美化センター処理手数料の見直し>

- ・環境美化センターの搬入手数料を見直しすることで、経済的インセンティブによるごみの減量意識の向上を図る。

<事業所の適正排出指導>

- ・立ち入り検査により事業所のコンプライアンス(法令遵守)を徹底させ、廃棄物の適正処理及び美化センターへの産業廃棄物の搬入禁止を指導する。

<剪定枝の堆肥化推進>

- ・造園組合に剪定枝の仕分けを働きかけ、堆肥化できるものについては、堆肥化をしている一般廃棄物処理業者への処理を推進する。

④ その他

<新規施策の検討>

- ・HDM(98%減容し堆肥にする技術)等・先進地技術を研究し、今後的小松市施策に取り入れられるものを検討する。

4) 家庭での取り組み

① 生ごみの減量化、堆肥化

- ・一般ごみの 40%が生ごみ類（環境省平成 20 年度容器包装廃棄物の使用・排出実態調査）であることから、生ごみの減量化方法を工夫する。
- ・生ごみの水きり、乾燥などごみの軽量化を行う。
- ・モデル町内会などのコンポストやボカシによる堆肥化を推進する。
- ・市の補助制度を利用し、家庭でコンポスト等を購入する。

② ごみ分別の推進

- ・一般ごみ（1人1日平均 384 g）に混入している古紙類と容器包装プラスチックを分別し、資源として取り出す工夫をするように努力する。
(リサイクル分別目標 古紙類 30 g, 容器包装プラスチック 20 g)

③ 剪定枝の再利用

- ・家庭から排出される剪定枝について、これまで環境美化センターに持ち込んでいたものを一般廃棄物処理業者（剪定市の堆肥化業者）に処理を依頼する。

④ 地域でのボランティア推進

- ・地域ぐるみで、日頃から環境施策に取り組むようにし、地域住民の環境意識の向上を図る。
- ・「わがまち美化ピカ隊」等のエコボランティアへ積極的に参加する。

(3) 2020年(平成32年)までの温室効果ガス25%削減を見据えたCO₂の削減

平成24年度目標値

- ①世帯当たり電力使用量 平成20年度比15%削減する。
- ②世帯当たり上水道使用量 平成20年度比15%削減する。
- ③クリーンエネルギーの普及を推進する。

(太陽光発電設置累計数 平成20年度：514基 → 平成24年度：1,000基)

1) 二酸化炭素排出量の現況

温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素の国内排出量は、直近値である平成19年度において13億400万トンであり、こまつ環境プランの基準年である平成13年度に比べ5.3%増加している。特に家庭部門においては基準年に比べ17.1%と排出量が急増しており、これらの部門での対策が急務となっている(表1)。

本市では、こまつ環境プランの基本目標に掲げる「地球環境を守るため15%CO₂を減らそう」に沿って地球温暖化対策事業を推進している。本市における平成19年度の二酸化炭素の排出量は789千トンであり、平成13年度と比べて2.8%増加していた(表2)。家庭部門においては、本市においても国全体と同様に10.8%の顕著な増加が見られ、地球温暖化防止に向けて家庭部門における取り組みが極めて重要なものとなっている。

表1. 国内における二酸化炭素の排出量の推移

	H13年度※	増加率	H19年度
産業部門	450	→ < +4.8% > →	471
運輸部門	267	→ < -6.9% > →	249
業務その他部門	214	→ < +10.5% > →	236
家庭部門	154	→ < +17.1% > →	180
エネルギー転換部門	69	→ < +20.4% > →	83
非エネルギー起源	86	→ < -1.2% > →	85
合計	1,239	→ < +5.3% > →	1,304

※こまつ環境プラン基準年

(単位:百万t-CO₂)

表2. 小松市内における二酸化炭素の排出量の推移

	H13年度※	増加率	H19年度
産業部門	202	→ < +13.7% > →	229
運輸部門	268	→ < -10.4% > →	240
業務その他部門	140	→ < +3.4% > →	145
家庭部門	157	→ < +10.8% > →	174
合計	767	→ < +2.8% > →	789

※こまつ環境プラン基準年

(単位:千t-CO₂)

(電力に係る二酸化炭素排出係数はデフォルト値を使用)

2) 目標の設定

市民と身近なものとするために、二酸化炭素の排出量削減を目標値とするのではなく、代表的な資源・エネルギーである電気及び上水道の使用量削減(%)を目標値として設定し、市民生活の中で温暖化防止に向けて何を取り組めばよいのかを明確化する。これらは、市内ほぼすべての世帯で使用されている資源・エネルギーであり、市民全てが共有できる目標となる。また、目標値の基準年は、市内における使用量が確定している直近年度の平成20年度とする。

電力使用量削減の目標値として、平成24年度までに、平成20年度比で市内における世帯当たりの電力使用量15%削減を目指す。さらに、平成27年度までに、平成20年度比で世帯当たりの電力使用量20%削減を目指す。(図3)

また、上水道使用量削減の目標値として、平成24年度までに、平成20年度比で市内における世帯当たりの上水道使用量15%削減を目指す。さらに、平成27年度までに、平成20年度比で世帯当たりの上水道使用量20%削減を目指す。(図4)

一方、クリーンエネルギーの普及促進として、代表的なクリーンエネルギーの一つである太陽光発電の普及を促進する。平成20年度末現在、住宅用太陽光発電の設備は514基設置されている。今後、平成24年度末までに1,000基の設置を目指し、平成27年度までに1,300基を目指す(図5)。

上記の取り組み推進に伴うエコライフの市内全世帯への浸透に伴い、電気及び上水道以外の資源・エネルギーについての削減効果も期待される。これら資源・エネルギーの使用量の総合的な低減は、本市における二酸化炭素排出量の削減に還元されることとなる。

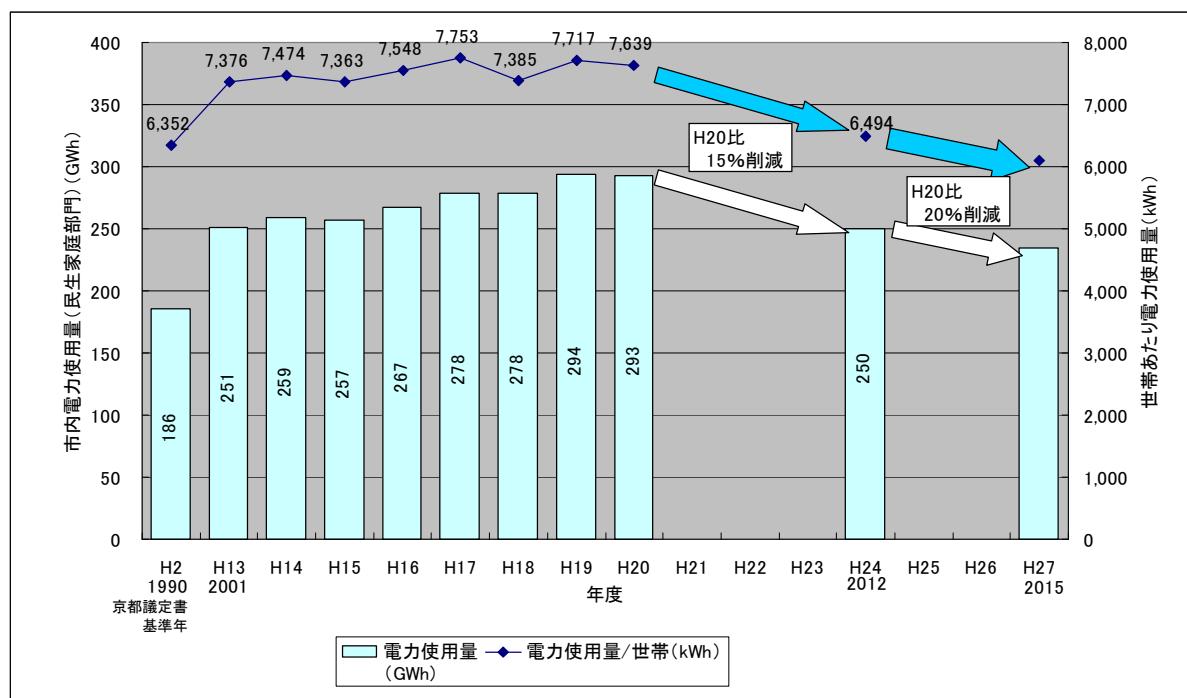


図3. 市内電力使用量の推移

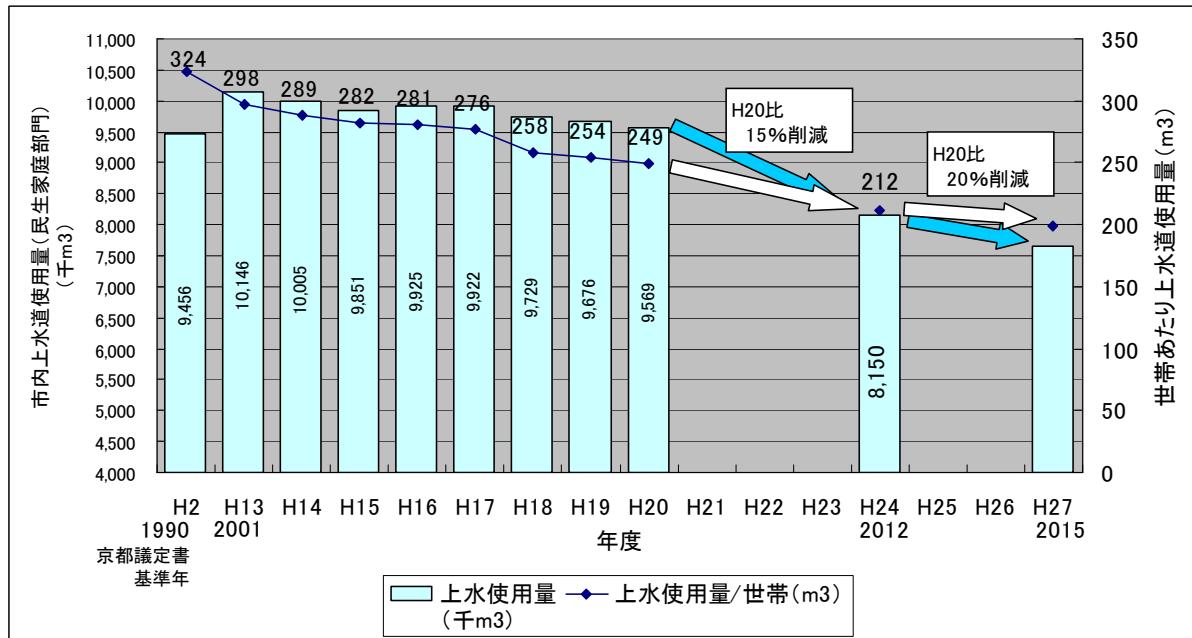


図 4. 市内上水道使用量の推移

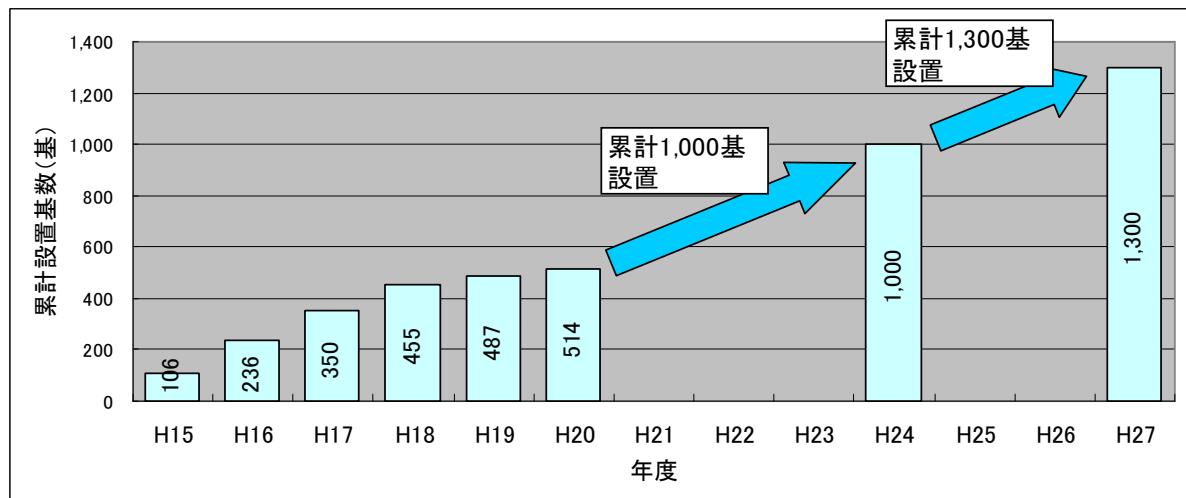


図 5. 市内太陽光発電設置基数の推移

3) 事業施策の方針

こまつ環境パートナーシップとともに、市民へエコライフへの取り組みの啓発を行う。また、わがまち1品エコ運動などを通して、町内一丸となった取り組みを市内全域に広めていく。さらに、省エネ製品の普及促進のために、小売販売事業者へ省エネルギー性能の表示を求める。

クリーンエネルギーの普及促進として、助成制度により市内における住宅用太陽光発電設置を促進する。今後、必要に応じ、その他のクリーンエネルギー導入に向けての検討を進め、温室効果ガス排出量削減につなげる。

4) 主な施策

① 公共施設の省エネルギー対策の率先垂範

<公共施設へクリーンエネルギー・省エネ設備の導入>

- ・公共施設に太陽光発電システムやLED照明機器を導入する。

<公共施設における省エネの推進>

- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、公共施設における省エネに向けての取り組みを推進する。

② 市民への啓発活動

<こまつ環境パートナーシップとの連携>

- ・こまつ環境パートナーシップのプロジェクトチームと連携し環境保全を推進する。

<環境にやさしい生活の実践支援>

- ・暮らしの中で環境にやさしい取り組みを実践するエコ市民を目指し、エコライフ情報の発信や各家庭での実践率を高めるための普及を行う。また、事業所を通じて協力を求めていく。

<「わがまち1品エコ運動」の推進>

- ・町内会で取り組む身近なエコ活動を募集し、町民への浸透度や継続性、独創性、二酸化炭素の削減量の観点から優秀な取り組みやユニークなものを表彰する。

<環境マネジメントシステムの啓発・取り組み支援>

- ・環境に配慮した活動を推進するために、ISO14001 や石川県版環境ISO（地域版・家庭版・学校版・事業者版）を広めるとともに取り組み支援を行う。

<エコスクールの推進>

- ・地域の環境から地球環境まで関心を持ち理解できる子どもの育成のために、「こまつエコスクールプロジェクト」の基本指針に基づいて環境教育を推進する。

③ 新エネルギーの普及促進

<住宅用太陽光発電の設置助成>

- ・太陽光を利用したクリーンエネルギーの導入を促進するため、住宅に太陽光発電システムを設置する際に、設置費の一部を助成する制度。

<新エネルギーの情報収集と研究>

- ・太陽光やバイオマスなど、新エネルギーについての情報収集を行い、導入について調査研究する。

5) 家庭での取り組み

① 省エネの暮らしを推進

- ・こまめな消灯・節水などのエコライフを通して、省エネ・省資源に努める。

② 省エネ機器の購入

- ・家電製品などを買い換える際には、省エネタイプのものを選ぶ。
- ・太陽光発電などのクリーンエネルギーを導入する。